板橋区障がい福祉計画等の策定について

１　策定の目的と根拠

障害者総合支援法に基づいて、障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため「第５期障がい福祉計画」を策定する。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、区市町村において「障がい児福祉計画」を策定するものと定められたことから、当区においても「障がい児福祉計画」を新たに策定する。

２　計画の位置づけ

法で義務付けられている「障がい者計画」は、障がい福祉の基本計画であり、当区においては、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン２０２５」（以下「地域保健福祉計画」）が担っている。「障がい者計画」の実施計画が「障がい福祉計画」である。

今回新たに策定する「障がい児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下「障がい福祉計画等」）を一体のものとして策定できる。障がい福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、当区では、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定する。なお、「地域保健福祉計画」では障がい者（児）分野の施策の方向性として＜障がい児の成長を支える体制の整備＞が掲げられ、現行の「第４期障がい福祉計画」でも＜障がい児支援の充実＞が既に重点目標となっている。新たな「障がい児福祉計画」は、「地域保健福祉計画」の施策のほうこう性を踏襲し、従来の「障がい福祉計画」の障がい児分野を一層充実させる役割を担う。

表：板橋区の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 板橋区障がい福祉計画  （第５期） | 板橋区障がい児福祉計画  （第１期） |
| 根拠法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 位置づけ | 障がい福祉サービス等の  提供体制の確保に関する計画 | 障がい児通所支援等の  提供体制の確保に関する計画 |
| 計画期間 | 平成３０年度～平成３２年度 | |
| 計画の  内容 | ☆平成32年度までの  数値目標を設定  ○訪問系サービス  ○日中活動系サービス  ○居住系サービス  ○相談支援  ○地域生活支援事業  ☆サービス提供体制の確保のための関係機関との連携 | ☆平成32年度までの  数値目標を設定  ○障がい児通所支援  ○障がい児相談支援  ☆サービス提供体制の確保のための関係機関との連携 |

表：板橋区の障がい福祉計画等と他計画との関係



３　当事者等の意見の反映

(1)策定委員会

障がい福祉計画等策定委員会は、学識経験者１名、保健医療関係者１名、障がい当事者等６名、障がい福祉関係機関６名、区民代表者１名の15名で構成する。

(2)障がい者、区民へのアンケート実施（８月中旬迄）

　　区内障がい者5,000名、一般区民1,000名を対象に、アンケートを実施

1. ３年前の調査では、障がいの種別のみで無作為抽出をしたため、年齢層に大きな偏りが生じ、比率の低い身体障がい児等の回答数は非常に少なかった。今回の調査では、障がい者のライフステージごとの意向の変化を重視するため、学齢期（～17歳）、青年期（18歳～39歳）、壮年期（40歳～64歳）、高齢期（65歳～）の４ステージに分類し、ステージごとに調査票数を原則均等化して行う。
2. 精神障がい、難病患者については、学齢期の母数が少ないため、学齢期と青年期を調整して行う。

　③ 障がい理解等で、障がい当事者との差異を把握するため、一般区民にも調査を実施する。

(3)自立支援協議会への報告（年２回予定）

　　自立支援協議会は、障がい福祉の関係者が幅広く参加する協議会で、障がい福祉計画の策定にあたり、区は自立支援協議会からあらかじめ意見を聴くよう努めなければならないと定められている。

(4)パブリックコメントの実施（11～12月予定）

４　国から示された障がい福祉計画等の主な論点

1. 障がい児福祉計画の策定
2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 「地域共生社会」の実現に向けた取組み
4. 就労定着に向けた支援
5. 発達障がい者支援の一層の充実
6. 地域における生活の維持及び継続の推進

詳細は、【別紙１】のとおり

５　障がい福祉計画等の重点施策の想定

国の施策の方向性を踏まえ、区の地域保健福祉計画の施策体系図に準じて施策の方向性を定める。重点として想定される施策は以下のとおり。

(1) 障がい児の成長を支える体制の整備

(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援

(3) 地域における自立支援の仕組みづくり

(4) 障がいの特性に応じた支援

(5) 障がい者の権利擁護

今後、アンケート結果等を踏まえ、重点施策の追加・変更について検討する。

詳細は、【別紙２】のとおり

６　策定スケジュール（予定）

６月　第１回　障がい福祉計画等策定委員会

７月　第１回　地域保健福祉計画推進本部

８月　区議会（健康福祉委員会）への報告

８月　アンケート実施、集計

　９月　第２回　障がい福祉計画等策定委員会

　10月　第２回　地域保健福祉計画推進本部（中間のまとめ）

　11月　区議会（健康福祉委員会）への報告

　11～12月　パブリックコメントの実施

　１月　第３回　障がい福祉計画等策定委員会

　１月　第３回　地域保健福祉計画推進本部（最終案）

　２月　区議会（健康福祉委員会）への報告

詳細は、【別紙３】のとおり